

資料編

第一 区民参画機会

1 アンケート調査の概要

目的

本計画を策定するにあたり、次の4つの調査を実施し、品川区の子どもや家庭、子どもにかかわる施設の実態を把握しました。

調査内容

調査	概要
ア. 1年生～4年生向け調査	①対象 品川区に在住する小学1年生～4年生の児童の持つ保護者1,500人（住民基本台帳より該当する学年の子どもを持つ保護者を無作為抽出） ②回答者 保護者 ③手法 郵送配布・回収 ④回収数 714件 ⑤回収率 51.6%
イ. 5年生・8年生向け調査	①対象 品川区立学校に通う5年生児童および8年生生徒各学年1学級 ②回答者 生徒自身 ③手法 学校経由で配布・回収 ④回収数 52校(53学級) 1,557件 ⑤回収率 100%
ウ. 高校2年生相当の子ども向け調査	①対象 品川区に在住する高校2年生相当の生徒1,500人（住民基本台帳より該当する年齢の子どもを無作為抽出（学生以外も含む）） ②回答者 生徒自身 ③手法 郵送配布・回収 ④回収数 349件 ⑤回収率 23.2%
エ. 子ども関係施設向け調査	①対象 品川区の子どもを対象とした施設（幼稚園、保育園、すまいるスクール、児童センター） ②回答者 施設職員 ③手法 FAXにて配布・回収 ④回収数 99件 ⑤回収率 87.6%
オ. 図書館以外の施設等利用者向け調査	①対象 図書館以外の区立施設等を利用する人等 ②手法 館内や事業実施時に配布・回収、ウェブ上での回答 ③回収数 873件
カ. 品川区職員向け調査	①対象 品川区職員 ②手法 庁内イントラネット上での回答 ③回収数 2,517件

調査結果(まとめ)

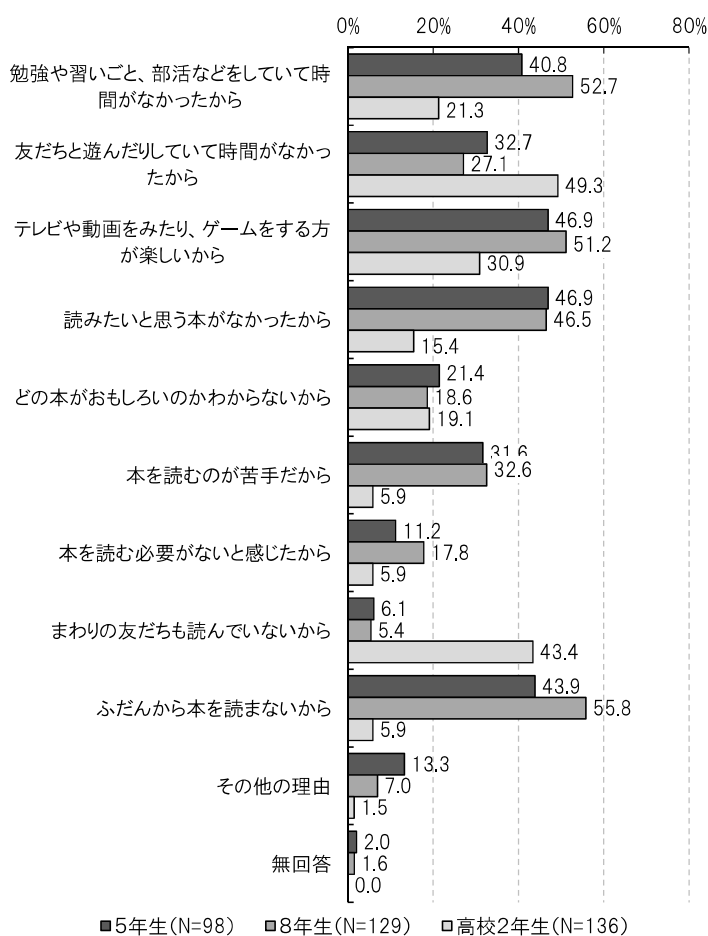
① 子どもの読書実態(調査ア～ウより)

【読書状況】

- 1～4年生で過去1か月に本を読んだ子どもは 88.4%、5年生で 90.5%、8年生では 73.8%、高校2年生では 60.5%である。学年が上がるにつれて、本を読んだ子どもの割合は少なくなる。
- 「読みたいと思う本を、自分から読んだ」という子どもは、5年生で 83.6%、8年生で 72.7%、高校2年生で 46.4%である。
- 「学校の朝の読書など、学校の授業などで読んだ」という子どもは、5年生で 50.8%、8年生で 50.7%、高校2年生で 10.3%であり、高校生になると減少している。
- 過去1か月にマンガを読んだ子どもは、5年生で 67.2%、8年生で 55.3%、高校2年生で 51.0%であり、本を読んでいる子どもの割合の方が多い。
- 過去1か月に本を読んだ子ども、および本を読むことが好きな子どもはいずれも、そうでない子どもに比べてマンガを読んでいる傾向がみられる。

【本を読まない理由】

- 本を読まない理由は、5年生では「読みたいと思う本がないから」、「テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しいから」、「ふだんから本を読まないから」が上位3位である。
- 8年生、高校2年生ともに「勉強や習いごと、部活などをしていて時間がなかったから」、「テレビや動画をみたり、ゲームをする方が楽しいから」、「ふだんから本を読まないから」が上位3位である。
- 全体で「ふだんから本を読まないから」の割合をみると、5年生で 4.0%、8年生で 14.6%、高校2年生で 16.9%である。



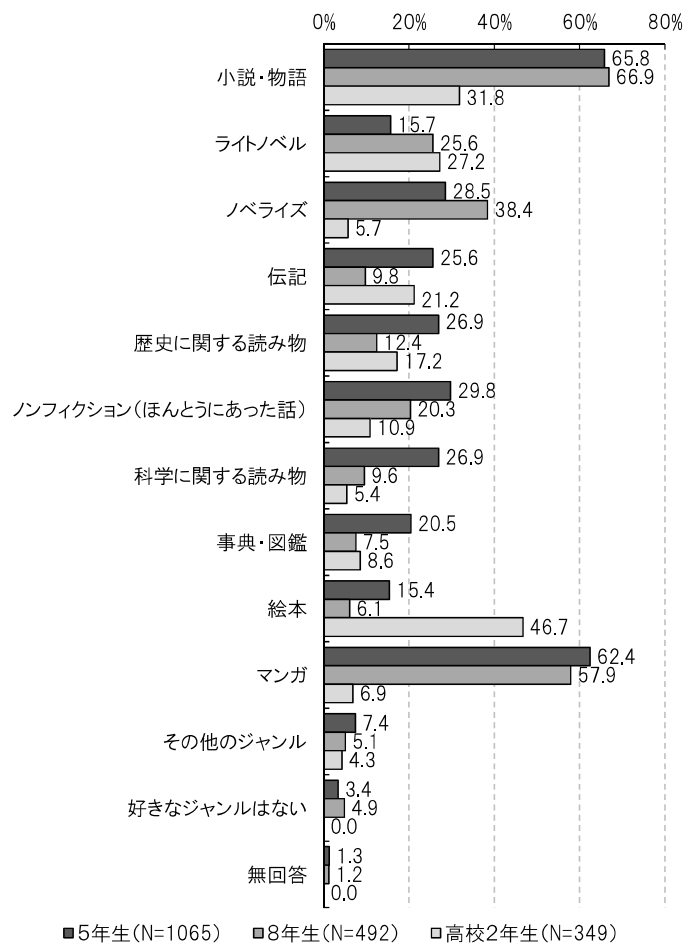
本を読まない理由(学年別)

【読書の好き嫌い】

- 1～4年生で本を読むことが好きな子ども(「好き」「どちらかという好き」の合計)は 81.3%である。
- 本を読むことが好きな子どもは5年生で 82.2%、8年生で 69.5%、高校2年生で本を読むことが好きな子どもは 73.7%である。
- 過去1か月間に本を読む子どもの割合は学年が上がるにつれて減少する一方、好き嫌いについては変化が少ない。

【好きな本のジャンル】

- 1～4年生の好きな本では、「マンガ」(48.4%)よりも「絵本」(58.5%)、「小説・物語(児童文学を含む)」(55.3%)の方が多い。「事典・図鑑」も 48.8%で同程度である。
- 5年生・8年生の好きな本では「小説・物語」(5年生: 65.8%、8年生: 66.9%)、「マンガ」(5年生: 62.4%、8年生: 57.9%)で同程度である。
- 高校2年生では、「マンガ」(46.7%)よりも「小説・物語」(69.9%)の方が多い。
- 「好きなジャンルはない」は、いずれの学年においても1割未満である。



好きなジャンル(学年別)

【調べるときのメディア】

- 5年生では「事典・図鑑・辞書で調べる」が 59.0%で最も多い。8年生、高校生では「インターネットで調べる」が最も多く、8年生で 86.4%、高校2年生で 96.8%である(5年生では 53.1%で2番目に多い)。
- 「事典・図鑑・辞書で調べる」については、8年生で 29.9%、高校2年生では 29.5%である。「本や雑誌で調べる」は、5年生・8年生、高校2年生ともに2割前後である。
- 学年が上がるにつれて「インターネットで調べる」が多くなり、「事典・図鑑・辞書で調べる」が少なくなる傾向がみられる。

○過去1か月間に本を読んだ子ども、および本を読むことが好きな子どもはいずれも、そうでない子どもに比べて「事典・図鑑・辞書で調べる」が多い傾向がある。また、「本や雑誌で調べる」も概ね同様の傾向がみられる。

【電子メディアを使った情報収集】

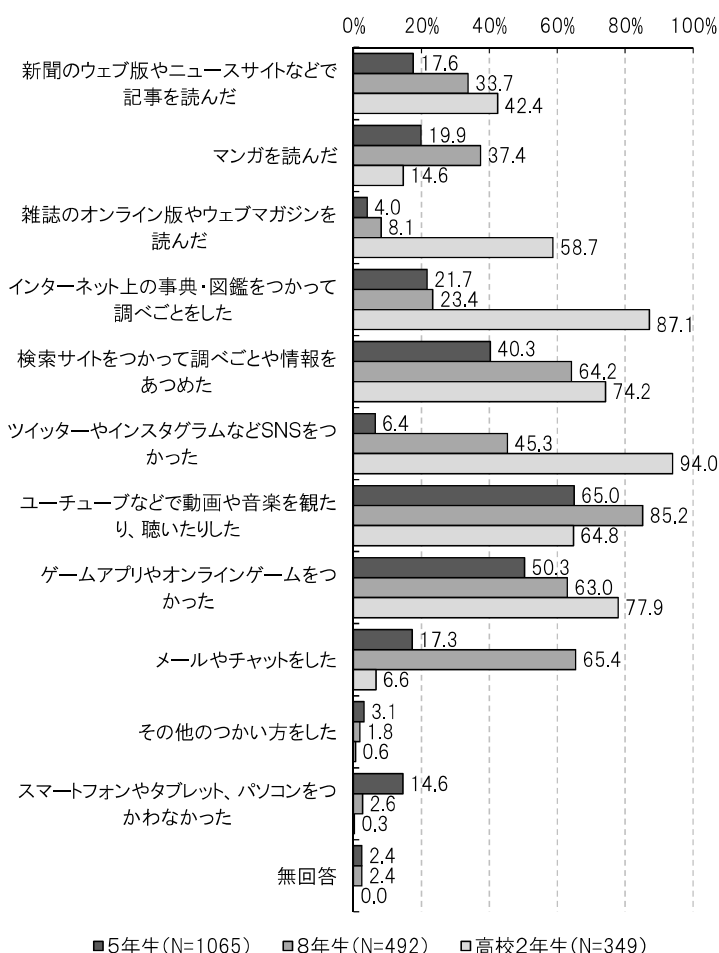
○5年生・8年生の電子メディア

アの利用については、「検索サイトをつかって調べごとや情報をあつめた」が5年生で40.3%、8年生で64.2%、「インターネット上の事典・図鑑をつかって調べごとをした」が5年生で21.7%、8年生で23.4%である。

○高校2年生では、「検索サイトをつかって調べごとや情報をあつめた」が87.1%、「インターネット上の事典・図鑑をつかって調べごとをした」が58.7%である。

○5年生では、電子メディアを使って「新聞のウェブ版やニュースサイトなどで記事を読んだ」は17.6%であり、「(紙の)新聞を読んだ」(33.8%)よりも少ない。8年生、高校生では前者がそれぞれ33.7%・62.8%、後者が16.3%・30.4%となり、電子メディアで新聞記事を読む子どもの割合の方が多くなる。

○過去1か月間に本を読んだ子ども、および本を読むことが好きな子どもはいずれも、そうでない子どもに比べて「インターネット上の事典・図鑑をつかって調べごとをした」、「新聞のウェブ版やニュースサイトなどで記事を読んだ」が多い傾向がみられる。高校2年生については、「雑誌のオンライン版やウェブマガジンを読んだ」も同様の傾向がみられる。



インターネットの利用状況(学年別)

②家庭での読書活動の状況(調査ア～ウより)

【読み聞かせの状況】

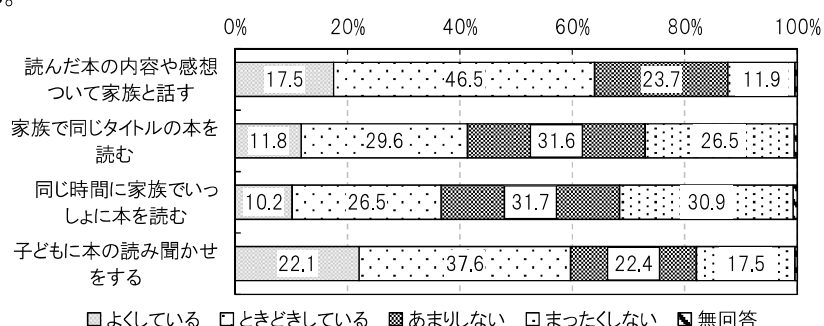
○1～4年生の子どもが未就学児の頃に読み聞かせをしていた家庭(「よく読み聞かせをしていた」と「ときどき読み聞かせをしていた」の合計)は88.5%である。

○1～4年生の保護者で、現在、読み聞かせをしている家庭(「よくしている」と「ときどきしている」の合計)は60.0%である。学年別でみると1年生・2年生では読み聞かせをしている家庭の方が多く、3年生で半数となり、4年生ではしていない家庭の方が多い。

【その他、家庭での読書活動の状況】

○「家読^{うちどく}」の取り組みについては、1～4年生の家庭では、「読んだ本の内容を話す」に取り組んでいる家庭(「よくしている」と「ときどきしている」の合計)が64.4%である。

○「家族で同じタイトルの本を読む」、「同じ時間に家族でいっしょに本を読む」はいずれも4割程度である。



家庭での読書活動の実態(1～4年生)

○高校2年生の家庭では、「読んだ本の内容を話す」、「家族で同じタイトルの本を読む」は3割強である。

③読書環境の利用状況(調査ア～ウより)

【区立図書館の利用状況】

○1～4年生では過去1年間に区立図書館を利用した子ども(「よく利用した」と「ときどき利用した」の合計)は60.4%である。5年生で43.0%、8年生では29.5%、高校生では32.1%である。

○1～4年生で区立図書館を利用しなかった理由は「学校図書館を使っているから」(59.4%)が最も多い。

○5年生では「勉強や習いごとなどで時間がないから」(44.9%)が最も多いが、「学校図書館を使っているから」(40.0%)が2番目に多い。

○8年生では「本は買って読むから」(46.3%)、「勉強や習いごとなどで時間がないから」(38.6%)、である。「学校図書館を使っているから」は13.6%である。

○高校2年生も、「勉強や習いごとなどで時間がないから」(35.5%)、「本は買って読むから」(32.5%)、「本を読まないから」(29.1%)の方が「学校図書館を使っているから」(19.7%)よりも多い。

【区立図書館の取り組みの認知】

- 1～4年生向け調査によると、区立図書館でのおはなし会は 85.8%の保護者に認知されているが、そのうち7割程度が参加できていない。その理由は「開催日時に都合が合わない」(59.6%)が最も多い。
- 子ども向けに本を紹介するリストは、59.3%の保護者に認知されているが、活用している保護者は 15.4%である。

【学校図書館の利用状況】

- 過去1か月間に学校図書館に行った子どもは5年生で 88.9%、8年生で 62.2%、高校2年生で 59.3%である。5年生では、「授業で行った」(64.6%)が最も多いが、8年生で「授業で行った」は 26.2%となる。

④読書活動のために必要な取り組み(調査ア～ウより)

【1～4年生のための取り組み】

- 1～4年生の保護者においては、「家庭で読み聞かせや読書習慣をつけることに取り組む」(52.1%)、「学校で本を読む時間をつくる」(48.7%)、「保護者が子どもにとっての読書の大切さを認識する」(46.3%)の順に多い。
- 学年別にみると、1～3年生は「家庭で読み聞かせや読書習慣をつけることに取り組む」が最も多く、4年生になると「学校で本を読む時間をつくる」が最も多くなる。
- 子どもが過去1か月間に本を読んでいる場合には「家庭で読み聞かせや読書習慣をつけることに取り組む」が最も多く、読んでいない場合には「学校で本を読む時間をつくる」が最も多くなる。
- 保護者の読書習慣による分析においても、保護者が本を一切読まない場合には「学校で本を読む時間をつくる」が最も多い。

【高校生のための取り組み】

- 高校2年生では、「学校で本を読む時間をつくる」が 37.2%で最も多く、「地域の図書館を自分たちの世代が行きたいと思う雰囲気にする」が 36.4%で続く。3割以上選択されている取り組みは、「地域の図書館に自分たちの世代が好む本を増やす」(32.7%)、「スマートフォンにオススメの本が届く」(31.8%)、「テレビや雑誌、インターネットなどで同世代が読んでいる本を紹介する」(30.1%)である。
- 本が好きな子どもでは「地域の図書館を自分たちの世代が好む本を増やす」が最も多い。本が好きではない子どもでは「学校で本を読む時間をつくる」と「スマートフォンにオススメの本が届く」が最も多い。

⑤子ども関連施設の状況(調査エより)

【本の提供状況】

- 回答した 97.0%の施設に本の所蔵がある。

- 本の収集する場合、「図書購入費がある」施設は 20.2%である。「その他、予算から購入する」が 82.8%、「区立図書館のリサイクルを活用する」が 62.6%である。
- 施設種別にみると、幼稚園においては「図書購入費がある」が 62.5%と他の施設に比べて多い。
- 子どもの利用状況は、「多い」（「利用する子どもが多い」と「どちらかというと利用する子どもが多い」の合計）が 91.9%である。
- 施設種別にみると、幼稚園、保育園、すまいるスクールで「利用する子どもが多い」が最も多く、約8割かそれ以上である。児童センターでは「どちらかというと利用する子どもが多い」が最も多い。

【読書活動の取り組み状況】

- 子どもが本に親しむための取り組みとしては、「本のスペースを設けている」が 78.8%で最も多く、「職員による読み聞かせをしている」が 70.7%で続く。
- 「職員による読み聞かせをしている」は、幼稚園、保育園で9割以上、児童センターで 71.4%である。すまいるスクールでは 31.3%と他の施設に比べて少ない。幼稚園では「外部の方による読み聞かせをしている」が他の施設に比べて多い。
- 外部の方による読み聞かせについては、「ボランティア」が行っている場合が 76.9%と最も多い。

【区立図書館のサービスについて】

- 区立図書館によるグループ貸出・団体貸出を「知っていて、利用したことがある」が 74.7%である。施設種別でみると、幼稚園、保育園ではすべての施設で利用されたことがある。すまいるスクールでは 43.8%と他の施設に比べて少ない（児童センターは 66.7%）。

⑥読書状況・区立図書館の利用状況（調査オ・カより）

【読書状況】

- 区立図書館以外の施設を利用している人等では、過去1か月に本を読んでいる人は 71.9%である。品川区職員は 70.2%である。

【区立図書館の利用状況】

- 区立図書館以外の施設を利用している人等のうち、過去1年間で区立図書館を利用したことのある人は 51.4%である。品川区職員は 16.1%である。
- 区立図書館以外の施設を利用している人が区立図書館を利用しない理由は、「自宅や駅から遠く、行きづらい」が 23.7%で最も多い。
- 区立図書館以外の施設を利用している人が、今後、区立図書館を利用するために必要なこととしては、「一人で読書や調べ事に集中できるスペースがある」が 29.0%で最も多く、「幅広いニーズに応えるために資料を増やす」が 28.4%、「無線LANが利用できる」が 22.3%で続く。
- 区立図書館以外の施設を利用している人が、今後、区立図書館で参加したいと思うイベントとして、「暮らしに役立つ講座」を選択した人は 13.5%で最も多く、「映画や音楽、落語を楽しむ会」が 12.8%で続く。

2 ヒアリングの概要

目的

本計画において重視する中高生の読書活動、ならびにそれに関連する電子メディアの利活用について有識者等にヒアリングを行い、計画における認識や取り組みにつながる知見を得ました。

対象

- 有山裕美子氏(工学院大学附属中学校・高等学校 学校司書)
- 鈴木佳苗氏(筑波大学図書館情報メディア系 准教授)
- 野末俊比古氏(青山学院大学教育人間科学部教育学科 教授)
- 三鷹市立三鷹図書館職員
- 磯井純充氏(まちライブラリー提唱者)

ヒアリング結果

①中高生の読書について

【読書を広げる必要性】

- 読書の目的によって範囲を再考してもよいのではないか。本に親しむ、文学を読むことだけが読書のすべてではない。たとえば調べ物をするプロセスでの読書もあるように、読書はもっと広い活動である。映像でも、音声でも、何らかの情報を読み解く活動も含まれる可能性があるのではないか。
- メディアが多様化しているなかにあって、必ずしも本でなくてもよいと思う。知りたい情報を得るために本も含めたメディアを適切に使い、何かを知る喜びを感じることが大切である。
- いまはSNSがあればメールもある。そのなかで子どもたちは話し言葉も書き言葉も様々なレベルを使い分けられており、言葉が多層化している状況である。
- そのような言葉の環境のなかで、従来の読書活動が捉えてきた読書の対象は狭いと思う。いろいろな「読書」があり、それを学ぶ必要があると考える。

【知るための能力を育むための読書活動】

- 中高生にとって読書は、読み物を楽しむことだけではない。読み物を楽しむ読書は目的としての読書であるが、中高生にとっての読書は手段である。有効なメディアを選択して、自分の知りたいことを知ることが中高生にとっての読書である。
- 読書興味とともに、読解力から始まる読書能力をバランスよく育てていくことが、中高生にとっての読書活動だと考える。
- 中学生の読書に関する課題は読解力である。インセンティブを設けて読書をするように促しても、読解力が上がるとは考えにくい。方法を考えないといけない。

【中高生の生活時間と読書・図書館利用】

- 中学生になると図書館に来なくなる。スマートフォンを持つようになり、結果として読書よりも多くの時間をスマートフォンに使うからかもしれない。
- 部活動の時間が短くなっている現状は図書館に呼び込むチャンスだと思っている。交流機会等、

工夫をしているところである。

②読書能力について

○読書習慣と言われるが、それを包含する読書能力に着目すべきなのではないか。読書能力とは、「必要なときに必要なものを読める」ということだ。つまり、生活する上で必要な「読書」ができることが望まれる。

註)たとえば法律に関わる仕事をしている人にとって必要な読む力と、教職において必要な読む力は異なる。家庭生活を送る上での読む力も異なる。生活する上で読む文書が異なることが前提となった考え方である。

③読書活動ないしは読書教育について

【読書の有用性への気づき】

○中高生が本を読むにあたっては、子どもたちが読書をどう思っているのかを把握するべきではないか。つまり、読書の意義に対する認識である。

○読書の意義は、子ども読書活動推進計画の下では楽しむことにあることが多いが、「役立つ」ということも重視するべきではないか。この読書が「役立つ」ということを実感できるきっかけを学校教育でつくる必要がある。

○本が「役立つ」という実感を得ることが大切である。そのような実感があれば、何かを調べるときにインターネットだけに頼らず、本も参照するようになるだろう。

【メディアを利用する経験の必要性】

○リーディングスキルテスト(RST)で測られる読解力と文学を読む読解力のあいだに、様々な読書能力が存在する。個々人において得手不得手があるが、大学に入るまでぐらいに体験として行い、自分の得手不得手を把握しておけるとよいと考える。

○その体験を中高生の読書活動で行うということになるが、その際には各人が情報を理解する上でどのメディアが適しているのかも考慮した方がよい。文章だけでなく、音声、映像、話し合い等、様々な様態があり得るので、各人が最も理解できる方法を把握できるようにした方がよい。

【必要な環境】

○知りたい情報を得るために本も含めたメディアを適切に使い、何かを知る喜びを感じるためには、学校図書館では様々なメディアで情報を得る準備をしておき、子どもが取捨選択できるようにしておくことが必要だと考える。

○インターネット上の情報は正確ではないと言われているが、子どもたちは見抜いているのではない。インターネット上に不確かなサイトがあるのと同じく、本のなかにも不確かなものはないか。

○現状を踏まえると、メディアと情報の両面で必要なものを過不足なくそろえた選択肢の多い環境を準備することが大切だと考える。情報の消費方法(メディアの選択)は多様であり、それらを価値づけることはできない。メディアにまとわされず、「本」を広げ、「読書」を広げることが大切だと考える。

【調べ学習の展開】

- 有効なメディアを選択できるようになるためには、子どもが考える余地を残しながらノウハウを例示することで、選択を促すことが必要である。そうすれば、子どももやり方が徐々に分ってくる。ただし、現在の学校において、そのような指導をする人が少ないという現実がある。
- 学校においては、授業があるため、既存の活動のなかに要素を加えることが必要になると思う。そのときに公立図書館がノウハウを伝える研修を行うことは有効だろう。
- また学校における調べ学習や自由研究も改善の余地がある。多くの場合アウトプットが評価されるが、子どもが調べるプロセスが重要である。何をどのように調べたのかを把握し、それが適切・有効であったのかをフィードバックすることで、子どもは自分のプロセスをふり返り、次第にうまくメディアを選択できるようになる。
- そのような経験があれば、何かを調べるときに手軽であるからという理由でインターネットだけを参照しない。また、本や図鑑等を適切に活用できるようになる。

【書き手になることの有効さ】

- 正しい情報を得ているのかという疑問もある。正しい情報を得られるようになる必要があるが、そのためには子どもが受け手ではなく書き手になることが最適な方法ではないか。
- 読書は文章を読むという基礎的な力を身につけるためには必要だと思う。ただ、日本語で自分の考えを表現することが重視されるようになってきているので、書き手になることが望ましい。
- 書く上では本やインターネットを利用する。情報手段として活用するためには、触れる経験を積むしかないと考える。

④中高生向けの取り組み等

【ティーンズ向け資料】

- ティーンズの選書方針はつくっている。それに沿って、ティーンズ資料の選書会を職員で行っている。最終的には担当係長と館長で決定する。

【中高生に向けた取り組み】

- 「図書館部！」という本好きな子ども(中学生～20歳を対象)が図書館で活動する取り組みを続けている。同世代のティーンズに向けて、同じ目線で図書館や本のことを発信してもらいたいと思って取り組んでいる。
- 「図書館部！」では、毎年度部員を募集しており、例年20名前後が参加する。活動内容は、図書館フェスタへの出展とそれに向けた検討を重ねるほか、活動をPRする冊子の作成や、子ども向けのおはなし会を行っている。
- 「図書館部！」では、活動は基本的に子どもが相談し、自主的に決めている。子どもたちがリーノ小説を書くこともあるが、職員があまり手を入れない方がよいことが多い(内容のチェックは行っている)。

【まちライブラリーと子どもの居場所】²⁹

- 中高生に限らず、図書館に来ることには限界があるのではないか。居場所を提供する人や団体が施設に縛られず、住民が日常的に訪れる場所に出かけていけないといけない。
- まちライブラリーのなかには中高生向けのものが徐々に増えてきている。自習に使われるようだが、図書館のように禁止事項はない。禁止事項は、利用者の制限につながる。そうではなく、利用してくれている人を大事にする姿勢で臨んでいる。
- 特に中高生の居場所を考える上では、中高生の立場になって考える必要がある。中高生に来てもらうという狙いは大人の思いである。中高生のニーズと齟齬がないかチェックをしなければいけない。ただ、多くの場合大人の思いと中高生のニーズはズレているので、思いは響かない。
- 自分が中高生だったころを想起して取り組む必要があると思う。中高生は思春期であり、大人に対する反感も持つ時期である。同世代の友だちがすすめる本を読むことが多いと聞くが、それは対等の目線ですすめてもらえるからだと思う。大人からの推薦は「上から目線」に感じがちで敬遠される。
- 中高生自らが、一角を使って自分たちで一から創りあげるような姿勢で、子どもの居場所づくりに臨むべきだと思う。
- まちライブラリーもコミュニケーションが発生しているのは、スタッフと利用者が主である。まちライブラリーを訪れたときと帰るときの挨拶に始まり、コミュニケーションが生まれている。スタッフの個性が表現されているまちライブラリーの方がうまくいっているように思う。

²⁹ まちライブラリーとは、地域住民や施設利用者、飲食店等の店舗の顧客が自分の本を持ち寄って、本棚のある場所をつくる取り組み。本には、その本を提供した人の感想がかかれた葉が挟まれており、読んだ人が感想を書き連ねていくことができるようにもなっており、本をきっかけとしたつながりを生む仕組みになっている。

3 ワークショップの概要

目的

本計画において重視する中高生の読書活動に関して、今後の取り組みを検討するため、同世代の子どもたちを対象として有効な取り組みを考えるワークショップを行った。

概要

①中学生段階ワークショップ

- 対象：区立中学校・義務教育学校図書委員
- 内容：中学生がもっと本を読むようになるために学校図書館ができることを考える。

②高校生ワークショップ

- 対象：区内高等学校図書委員
- 内容：高校生がもっと本を読むようになるために図書館等ができることを考える。
※高校生ワークショップでは、図書館以外での取り組み（インターネット上での取り組み等）も検討した。

③大学生ワークショップ

- 対象：区内大学図書館学生協働メンバー
- 内容：中高生がもっと本を読むために地域の図書館ができることを考える。
※大学生ワークショップでは、区立図書館、学校図書館、大学図書館の区別なく検討した。

ワークショップ結果

①中学生が考える「学校図書館ができること」

【資料面での取り組み】

- マンガの原作になった本を置く。
- 教科書で紹介された本を読む。

【情報提供に関する取り組み】

- 人気の本をランキング形式で紹介する。
- 読書の何が面白いのかを紹介する。
- おすすめの本を工夫したポップで紹介する。

【環境面での取り組み】

- 書架の配置を工夫し、人気の本等を目に触れやすい場所に配置する。
- 学校図書館の入口近くにおもしろい本を置く。
- カーペットやソファを置き、くつろいで本を読めるような環境にする。

【その他】

- 教室の近くに学校図書館が出張してくる。
- 教室におもしろい本を置く。



中学生ワークショップにおける検討プロセス

②高校生が考える「図書館等ができること」

【資料面での取り組み】

- 短時間で読める本を置く。
- 本や映画、マンガなど、複数のメディアに展開している作品を増やす。
- 本のあらすじが分かるようにする。
- 表紙の絵や写真で興味を持たせる。

【読書のハードルを下げる取り組み】

- マンガを原作にした本をすすめる。
- 短めの本等、読みやすい本をすすめる。
- ページの少ない本を読むようにすすめる。
- 小説が原作のマンガの1巻だけ置き、そこから原作に誘導する。
- 映画を観てから原作を読むようにすすめる。
- ノベルゲーム(小説を読み進めることで楽しむゲーム)で文字を読むことに慣れる。

【読書に対する動機づけ】

- 勉強等に助けになる本をすすめる。ないしは助けるになることを紹介する。
- 本を読むメリット(語彙力や話題等)があることを紹介する。
- スタンプラリーをして、本を読むとインセンティブ(クーポン券等)が得られるようにする。

【情報提供に関する取り組み(インターネットを活用した取り組み)】

- LINEグループ等のSNSで本をすすめる。
- スマホで小説につながるような仕掛けをつくる。
- YouTubeで声優が朗読するチャンネルをつくる。
- YouTuberが本を紹介する動画を公開する。
- イケメンがInstagramに読書をしている写真を公開する。
- イケメンが自分のオススメの本を紹介する。

【環境面での取り組み】

- 年齢にあわせた本の紹介を、図書館の目立つところで行う。
- カフェ等の店舗を図書館に併設して訪れやすくする。
- 勉強に適したスペースをつくって来館を促し、そのスペースで本の紹介をする。
- 図書館で読みやすい本のコーナーをつくる。

【その他】

- 本を読む＝暗いという偏見をなくす。
- 自分の好きなことを入力するとおすすめのジャンルが推薦される仕組みをつくり、本を見つけやすくする。
- VRで小説を体験できるようにする。

高校生がもっと本を読むようになるために〇〇ができること

高校生ワークショップにおける検討プロセス

③大学生が考える「地域の図書館ができること」

【資料面での取り組み】

- 将来の進路や職業のことが具体的に分かる本を置く。
- 授業に関連する本を置く。
- テストの対策に役立つ本のコーナーをつくる。
- amazonのような評価やレビューをつける。
- 図書館独自に本を紹介する帯をつくり、興味を持たせる。
- 独自の表紙をデザインし、表紙で選んでもらえるようにする。

【読書に対する動機づけ】

- 本を読んだ結果、どのような影響があったかグラフ等で可視化する。
- 本をよく読む人と話をしたり、いっしょに本を読んだりする。

【情報提供に関する取り組み(インターネットを活用した取り組み)】

- インスタ映えするように本を展示し、写真を公開する。
- SNSで感想を発信するとインセンティブがもらえるようにして、情報発信を活発にする。
- ポケモンGOのような、本に偶然出会う仕組みをアプリでつくる。
- 『耳をすませば』や『図書館戦争』のような、図書館が舞台となったアニメ、映画等で図書館のイメージを変えるPRをする。

【環境面での取り組み】

- 難易度や本の長さ別に本を配架する。
- 気軽に話しながら本を読めるような、静かでない図書館にする。
- 中高生向けに関心を惹くようなコーナーをつくる。
- 中高生向けに本を特化しすぎないようにする。

【その他】

- 本の感想を共有する場や仕組みを設ける。
- 読みたい本のチャートをつくり、本を探せるようにする。
- 音楽等が大音量でかかったナイトライブラリーを開催する。

第二 関連法令等

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動

の機会の充実に及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動

推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条―第十七条)
- 第四章 協議の場等(第十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。))の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障

害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

- 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書

環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 品川区教育委員会の教育目標および基本方針

平成25年11月26日教育委員会決定(平成28年4月1日義務教育学校設立に伴い文言修正)

教育目標

品川区教育委員会は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

- 1 日本国憲法および教育基本法 の精神とともに、人権尊重都市品川宣言(平成5年4月28日制定)の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。
- 2 子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせる。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- 3 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。
- 4 家庭教育は、教育の原点であり、子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、家庭・学校・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなどして家庭教育への支援を実施する。
- 5 子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解・継承・発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

基本方針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、総合的に教育施策を実施する。

1 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。
- (2) 子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、人権教育を推進する。
- (3) いじめ根絶宣言(平成25年9月24日制定)の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権教育を推進する。
- (4) 体罰根絶宣言(平成2年12月11日制定)の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。
- (5) 全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の定着と向上

- (1) 各学校は、義務教育9年間を見通した教育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。
- (2) 多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎学力の定着・向上と、次代を担う人材が身に付けるべき能力の伸長を図る教育を、日常

の授業はもとより、土曜日授業（平成24年4月実施）も活用して推進する。

- (3) 市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動の充実を図る。
- (4) ICT環境を整備し、子どもたちに、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成し、情報モラルとネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。
- (5) 教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、9年間を見通した特別支援教育を推進する。
- (6) 保幼小ジョイント期カリキュラム「しっかり学ぶしながらわっこ」（平成22年10月作成）に基づいた接続期における指導の充実を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

3 体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進

- (1) 子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や部活動・運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。
- (2) 子どもたちに自分の体力や運動能力を客観的に把握させるとともに、体を動かす喜びや楽しさを体得させ、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に取り組ませる。
- (3) 実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校（前期課程）からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。
- (4) 品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学派遣研修などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 家庭・学校・地域の連携強化

- (1) 教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣

を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

- (2) 保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。
- (3) 「まもるっち」「83運動」「子ども110番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、家庭・学校・地域社会が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。
- (4) ICT化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、「携帯電話しながわアクション」（平成21年7月作成）の趣旨に基づき、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、家庭・学校・地域における情報モラル教育を推進する。

5 伝統・文化の継承と読書環境の充実

- (1) 子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。
- (2) 図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応の研究などにより、時代に合った地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。
- (3) 「品川区子ども読書活動推進計画」（平成17年3月作成）を着実に実行し、家庭・学校・地域社会と図書館が連携して、積極的に子どもが読書に親しむ機会を提供し、乳幼児期から青少年期までの読書の充実・支援を図る。
- (4) 区立図書館は、学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、環境整備に努め、各学校の主体的な読書活動を支援する。

この目標は、平成26年4月1日から適用する。

（平成28年4月1日義務教育学校設立に伴い文言修正）

第三 策定過程

1 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

制定 令和元年5月30日 教育長決定

(設置)

第1 「品川区子ども読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の計画期間が令和2年3月に終了することから、推進計画を新たに策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を品川区教育委員会教育長に報告する。

- (1) 品川区の子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 推進計画の実効性の確保に関すること。
- (3) パブリックコメントに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(召集等)

第4 策定委員は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 策定委員会の設置期間は、推進計画の策定までとする。

(作業部会)

第6 策定委員会に、専門事項を調査検討するための作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7 策定委員会の事務局は、品川区教育委員会事務局品川図書館(以下「品川図書館」という。)に置き、品川区教育委員会教育総合支援センターと連携して事務を執り行う。

2 事務局には、事務局長を置き、品川図書館長をもって充てる。

3 策定会議の庶務は、品川図書館が処理するものとする。

（意見聴取）

第8 策定委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

（公開の原則）

第9 策定委員会の会議および議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と定めた場合には、非公開とすることができる。

（補則）

第10 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

別表（第3関係）

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

職	所 属	氏 名
委 員 長	品川区教育委員会事務局教育次長	本城 善之
副委員長	立正大学図書館品川学術情報課長	島田 貴司
委 員	東京都立大崎高等学校校長	豊岡 耕一郎
委 員	NPO法人ウーヴ理事長	平嶋 悦子
委 員	品川区学校地域コーディネーター	巻島 淳子
委 員	品川区子ども未来部保育課長	佐藤 憲宜
委 員	品川区子ども未来部子ども育成課長	廣田 富美恵
委 員	品川区保健所品川保健センター所長	仁平 悟
委 員	品川区立戸越台中学校校長	蜂屋 隆子
委 員	品川区立源氏前小学校校長	守田 由紀子
委 員	品川区立八潮わかば幼稚園園長	丸山 智子
事務局長	品川区教育委員会事務局品川図書館長	横山 莉美子

事務局	品川区教育委員会事務局品川図書館事業担当 品川区教育委員会事務局教育総合支援センター指導主事
-----	---

付 則

この要領は、令和元年6月1日から適用し、令和2年3月31日にその効力を失う。

2 品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 開催経過

開催月日	内 容
令和元年6月17日(月)	① 計画策定のポイント ② 計画策定スケジュール ③ 品川区立図書館の実績報告 ④ 国、都、23区等の子ども読書活動推進計画の状況等の報告 ⑤ アンケート調査の検討
令和元年7月22日(月)	① 事業報告 指定管理者による報告・提案 学校図書館委託事業者による事業成果 障害者サービス ② 先進事例の紹介 ③ 今後の計画の構成について
令和元年8月19日(月)	① アンケート中間報告 ② ワークショップの報告 ③ 有識者ヒヤリングの中間報告 ④ 計画(案)について
令和元年9月18日(水)	① 施設へのヒヤリング報告 ② 計画(案)について
令和2年2月18日(火) ※予定	① パブリックコメントの結果報告 ② 計画について

3 パブリックコメント結果

パブリックコメントの実施

- ① 意見募集期間 令和2年1月21日(火)～令和2年2月4日(火)
- ② 閲 覧 場 所 区ホームページ・図書館・地域センター・文化センター・区政資料コーナー

パブリックコメントの提出結果

提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
窓口持参	0	0
区のホームページ	18	32
FAX	0	0
郵送	2	3
合計	20	35

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見は一致しません。



品川区子ども読書活動推進計画 (令和2年度～6年度)

令和2年3月

品川区教育委員会事務局品川図書館